

昭和二十五年二月二十一日提出
質問 第五〇号

昭和二十五年産いも類の取扱に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十一日

提出者 小平 忠

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

昭和二十五年産いも類の取扱に関する質問主意書

一 昭和二十五年産いも類の買入に関し、政府は、甘しよ、二億七千万貫以内、馬鈴しよ、一億三千万貫以内を買上げの対象としているが、「以内」という不確実なる買上数量の決定は、いも類耕作農民を不安に陥れ、生産意欲を著しく減退せしめるものであるから、政府は、この際最低買入数量を確保する意味において、買入数量の「以内」を「以上」に変更する意思はないか。

二 昭和二十五年産いも類の買入に対し予算的措置はいかに講じられているか。

三 政府買上数量は、主食総合配給用として充当することが当然と思うが、政府の所見如何。

四 買入価格は、原則として生産費を保証するものでなければならぬが、差当つては、現行対米価比率を基礎として全国一本建の買入価格を決定することが妥当であると思うが、政府の方針如何。

なお、価格決定の時期如何。

五 昭和二十五年産いも類の取扱に関し、生産割当を行わずして買入数量の割当を行うことは、食糧確保

臨時措置法違反であると思うが、政府はいかなる根拠によつて買入割当を行うのか。

六 昭和二十五年産種馬鈴しよの取扱については、従来通りの方法によつて行う方針であるか。もし変更するとすればその具体的内容を明示されたい。

右質問する。